

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 都市デザイン課
------	---------------

事案番号	11721
実施事案名	松山市景観計画（追加：松山駅周辺景観形成重点地区・大手町通り景観形成重点地区の案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>松山市では、平成16年の景観法制定に伴い、その諸制度を活用すべく、平成22年3月「松山市景観計画」を策定し、「市役所前榎町通り」と「道後温泉本館周辺」を、本市の先導的なモデル地区として2地区を指定しました。その後も市民の協力のもと、良好な景観保全を図るため、平成27年3月に、国道11号と国道56号及び市道中之川通線に囲まれた区域に拡大するとともに、重点的に景観まちづくりを行う地区として、大街道から西側の「二番町通り」を追加し、松山市のシンボルである松山城への眺望を保全するための「眺望保全区域」を指定し、さらに、平成29年4月に、「ロープウェー街」を追加しました。</p> <p>今回、現在進めている松山駅周辺整備事業と連携し、まちづくりの実効性を高め、松山市の顔となる魅力ある都心部の都市景観の保全・向上を図るため、「松山駅周辺景観形成重点地区」と「大手町通り景観形成重点地区」を区域に追加するように景観計画の変更（案）を作成しました。</p> <p>つきましては、松山市景観計画（追加：松山駅周辺景観形成重点地区・大手町通り景観形成重点地区の案）について、広く市民の皆様からのご意見をいただくため、市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>景観法（平成16年法律第110号）</p> <p>松山市景観条例（平成8年条例第17号）</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市景観計画（案）（松山駅周辺景観形成重点地区・大手町通り景観形成重点地区 抜粋）</p> <p>（参考）現在の松山市景観計画</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由